

別記第 2 号様式

随 意 契 約 結 果 一 覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要								
信託受益権 私募の取扱い契約	令和 6 年 (2024年) 1 月 17 日	みずほ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 3 号	区分毎の売買代金の額（消費税相当額抜き）に手数料の率を乗じて得た額の合計金額に消費税相当額を加算した金額 <table border="1" data-bbox="900 501 1415 777"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額(率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の額</td> <td>100分の5 に相当する額</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え 400万円以下の額</td> <td>100分の4 に相当する額</td> </tr> <tr> <td>400万円超の額</td> <td>100分の3 に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額(率)	200万円以下の額	100分の5 に相当する額	200万円を超え 400万円以下の額	100分の4 に相当する額	400万円超の額	100分の3 に相当する額	(理由) この契約は、プレスト 1・7 の信託受益権売却の仲介業務として、入札参加者の探索、各種書類の作成補助、説明等を依頼するものであり、同ビルの建設経緯や周辺環境等の状況も踏まえた売却先の探索・斡旋や、購入希望者に対する正確な情報提供などを的確に行うことができる者は、土地信託事業により同ビルを建設、所有し管理運営を担ってきた受託行であるみずほ信託銀行しかいないことから、同社を当該契約の相手方として選定する。 (根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
区分	手数料の額(率)												
200万円以下の額	100分の5 に相当する額												
200万円を超え 400万円以下の額	100分の4 に相当する額												
400万円超の額	100分の3 に相当する額												